

改正後のドイツ特許訴訟の最新状況

Dr. ディルク・シュスラー=ランゲハイネ

JIPA 東西部会 2021年8月

- 1. 事務所紹介·自己紹介
- 2. 最新のトピック(UPCの現状と行方)
- 3. 本題: 改正後のドイツ特許訴訟の最新状況
- 3.1 改正特許法の概要
 - ・特許侵害による差止請求の制約
 - 特許侵害訴訟における営業秘密の保護
 - ・無効訴訟の促進
- 3.2 現在の特許ランドスケープ
- 3.3. 予想される改正のインパクトとまとめ



HOFFMANN EITLE

- 弁理士•弁護士約130名
- メンバー約450名(スタッフ含む)
- 弁護士・弁理士の国籍は13か国に及ぶ。
- 欧州5か国において7つの拠点
 ミュンヘン(本部)、ロンドン、デュッセルドルフ、 ハンブルグ、ミラノ、マドリッド、アムステルダム
- 欧州各地各国にネットワーク
- 欧州で最大級の知的財産専門事務所
- 特許出願件数 年間4000件以上(日本からEPOへの出願のうち1割以上)
- 特許侵害訴訟をはじめ、全ての知財分野において専門的サービス



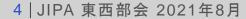


- ドイツ弁護士12名が特許侵害訴訟を中心に知財を専門的に取り扱う。
- 技術分野:情報通信、医療機器・医薬品、バイオテクノロジー等全分野

【業務内容の例】

- 特許権・実用新案権のドイツにおける訴訟 (仮処分や査察手続を含む)
- 欧州全域に及ぶ特許権行使とライセンスのコーディネーション
- ライセンス契約や研究開発契約等の契約
- 欧州反トラスト法および不正競争防止法
- 知財に関する仲裁と調停
- 知財デューデリジェンス、知財取引
- 職務発明
- 知財侵害品の水際措置
- 日本企業へのコンサルティング
- 日本企業と欧米企業の交渉サポート







ディルク シュスラー=ランゲハイネ(ドイツ弁護士)



すべての技術分野における特許訴訟やライセンシングに関するアドバイ スを主な専門とし、ドイツでの手続きにおける訴訟代理の他、欧州全域に わたる特許訴訟手続きのコーディネートも行う。特に、医薬品特許に関す る権利行使におけいて経験が豊富。

著作•論文

- 『年報知的財産法2019-2020』より「特許法改正ー査証制度の導入とドイツの査察制度の実 情」(共同執筆、日本評論社・2019年出版)
- 特許庁産業構造審議会知的財産分科会第35回特許制度小委員会 講演「ドイツの特許権侵 害訴訟と二訴訟制度 (2019年11月)
- 「ドイツ訴訟実務:特許権侵害に対する損害賠償の請求「損害賠償責任の確認判決」と「損害 賠償請求」の二訴訟制度について」(共同執筆、Law & Technology 85号・2019年出版)
- 「欧州における知的財産法の最近の動向」(共同編集、『知財管理』Vol. 68 No. 4・2018年出 版)
- その他多数

詳しくは、当事務所ホームページ内のプロフィールをご覧ください https://www.hoffmanneitle.com/jp/attorney/dirk-schuessler-langeheine/



- 1. 事務所紹介·自己紹介
- 2. 最新のトピック(UPCの現状と行方)
- 3. 本題: 改正後のドイツ特許訴訟の最新状況
- 3.1 改正特許法の概要
 - ・特許侵害による差止請求の制約
 - 特許侵害訴訟における営業秘密の保護
 - -無効訴訟の促進
- 3.2 現在の特許ランドスケープ
- 3.3. 予想される改正のインパクトとまとめ



統一特許裁判所(UPC) - 2022年中のスタートへ

UPCのスタートには、あとドイツによる、UPC協定の批准が必要である。

- → ドイツの連邦憲法裁判所は、2021年6月23日、憲法異議を却下することを 示した。
 - → ドイツで、2021年8月13日、UPC協定の承認法が施行された。
 - → 形式的な批准は、UPCの準備が整ったときに行われる予定である。

あとは、「UPC協定の暫定適用に関するプロトコル」(UPC-PAP)に基づいて、 UPCの裁判所について、実際の準備を完了しなければならない。

- そのため、ドイツのほか、2国によってUPC-PAPが批准される必要がある。
 - → UPC準備委員会「必要なプロトコルの批准は、2021年秋までにそろう」
 - → その後、準備の完了に8カ月かかると予想される。



統一特許裁判所(UPC) - 2022年中のスタートへ

早ければ...

- 2021年秋、UPC協定の暫定適用によって準備作業が開始する。
- 2022年夏、UPCはスタートする。
 - ⇒ UPC準備委員会 「早ければ2022年半ばに開始する」(8月18日発表)
- サンライズ期間は、2022年春に開始する。
 - UPCスタート前から、特許権者は、既存の欧州特許をUPCの管轄から外すことができる(オプトアウト)。
 - 特許権者は、第三者がUPCで無効訴訟を提訴して、一つの訴訟で、UPC制度に 最初から参加するすべてのEU加盟国で欧州特許の有効性を争うことを回避す ることができる。



- 1. 事務所紹介·自己紹介
- 2. 最新のトピック(UPCの現状と行方)
- 3. 本題: 改正後のドイツ特許訴訟の最新状況
- 3.1 改正特許法の概要
 - ・特許侵害による差止請求の制約
 - •特許侵害訴訟における営業秘密の保護
 - -無効訴訟の促進
- 3.2 現在の特許ランドスケープ
- 3.3. 予想される改正のインパクトとまとめ



- 1. 事務所紹介·自己紹介
- 2. 最新のトピック(UPCの現状と行方)
- 3. 本題: 改正後のドイツ特許訴訟の最新状況
- 3.1 改正特許法の概要
 - ・特許侵害による差止請求の制約
 - 特許侵害訴訟における営業秘密の保護
 - -無効訴訟の促進
- 3.2 現在の特許ランドスケープ
- 3.3. 予想される改正のインパクトとまとめ



ドイツ特許法改正の概要

主要な改正ポイント

- ▶ 差止による救済規定の明確化
 - 特段の事情により差止請求が排除される旨の明確化
- ▶ 侵害訴訟における営業秘密の保護
- ▶ 無効訴訟における有効性に関する暫定的見解の促進

・ 改正法の施行・適用

- 改正法は8月18日に施行された。
- 原則 係属中の訴訟と新たに提起された訴訟に直ちに適用される。
- 例外 無効訴訟における暫定的見解の短縮された通知期限は、 2022年5月以降適用される。



- 1. 事務所紹介·自己紹介
- 2. 最新のトピック(UPCの現状と行方)
- 3. 本題: 改正後のドイツ特許訴訟の最新状況
- 3.1 改正特許法の概要
 - ・特許侵害による差止請求の制約
 - ・特許侵害訴訟における営業秘密の保護
 - -無効訴訟の促進
- 3.2 現在の特許ランドスケープ
- 3.3. 予想される改正のインパクトとまとめ



改正特許法案第139条(下線部分の追加)

- (1) 第9条から第13条までに違反して特許発明を実施する者に対して、 反復の危険があるときは、被侵害者は、差止による救済を請求 することができる。この請求権は、初めての違反行為の危険があ るときにも適用される。ただし、権利請求が、個別の事案における 特段な事情と信義誠実の原理により、侵害者または第三者にお いて、相当性を失する、排他的権利により正当化されない困難に つながる限り、請求権は認められない。この場合、被侵害者には、 相当の金銭補償を与えなければならない。これにより、第2項に 基づく損害賠償請求は妨げられない。
- (2)



ドイツ連邦最高裁判所(BGH)の熱交換器事件判決の影響

- BGHは、在庫処理期間を許容し、差止を(一時的に)制約すべきか、を相当性の 観点から検討した。本件では、例外的事由を認めず、差止請求権を認容した。
- 熱交換器事件(2016年5月16日判決)の判旨:
 特許権者の差止請求権の即時行使が、特許権者の利益を考慮した場合であっても、特別な事情より、侵害者との関係において、排他的権利とその行使が通常きたす支障を正当化し得ない不相当な困難をきたし、そのため信義則に反する場合においてのみ、そのような在庫処理の猶予期間が認められる。
- 相当性要件の適用は、改正前からもうすでに信義誠実の原理によって可能であった。
- ただ、下級裁判所がその適用に関して消極的であるため、相当性要件を明文化 する必要がある。(立法の解説)
- 139条への相当性要件の追加は、相当性を変更したりその基準を下げたりする ものではない。引き続き例外的な事由として定められている。(立法の解説)



ドイツ特許法139条への追加

- 侵害訴訟への実質的な影響は?
- 139条への追加により、裁判実務においては、一定の事例においては当事者の 主張・立証活動が増えるものと予想される。
- 侵害者は、差止請求の制約を根拠づける特段な事情について、主張·立証責任 を負う。
- とりわけ、「侵害者または第三者」における「困難」については、侵害者が具体的 な事実を主張する必要がある。
- 権利者が主張を争った場合、侵害者は、証拠手続によって立証を行うことが求められる。



相当性要件で考慮されない事情は?

- 侵害が認められるのにもかかわらず、差止請求が(一部)認められないのは、数 少ない一定の事例に限られる。
- 権利侵害に基づく差止によって、製造販売を停止しなければならないことは、侵害に当然伴う効果である。
- 侵害品の取扱いが侵害者の主たる事業であり、製造販売の停止により侵害者が倒産するおそれがある場合であっても、制約を根拠づける特別な事情にあたらない。
- 特許の無効の蓋然性も、相当性要件の中で考慮すべきではない。
- 原告がNPEにあたる場合であっても、それだけをもって差止を制約する事情とはならない(ただし、原告のNPE性質が均衡性要件の総合衡量の中の一事情として考慮される可能性はある)。



差止請求が制約されうる事例は?

- ・ 複合製品の事例
 - 複合製品 = 侵害品が不可分一体の販売商品の一部である。
 - 特許権が及ぶその一部を超える部分について、差止により重大な損害が発生する場合、差止が制約される可能性がある。
 - コネクテッドカーが普及する中、今後例外的な制約が増して認められる可能性がある。
 - 差止請求権の全部棄却はまずないだろう。製造済又は製造中の商品に限って販売や利用を許容する程度で、差止請求権が部分的に限定されると思われる。
- 第三者利益の事例
 - 医薬品のように患者に多大な不利益が生じうる場合には、被告は主張を行いやすくなる可能性がある。



- 1. 事務所紹介·自己紹介
- 2. 最新のトピック(UPCの現状と行方)
- 3. 本題: 改正後のドイツ特許訴訟の最新状況
- 3.1 改正特許法の概要
 - ・特許侵害による差止請求の制約
 - ・特許侵害訴訟における営業秘密の保護
 - -無効訴訟の促進
- 3.2 現在の特許ランドスケープ
- 3.3. 予想される改正のインパクトとまとめ



改正点その2・営業秘密の保護

営業秘密の保護 - 特許法第145条a

- 特許訴訟に営業秘密保護法を準用する旨の規定を追加
 - 営業秘密は一定の範囲で保護することができたが、当事者等の 訴訟関係者との関係で、保護が不十分とされていた。
 - 営業秘密保護法は、特許訴訟では適用されなかった。
- 準用される営業秘密規定
 - 営業秘密に該当する可能性がある場合、裁判所は...
 - …営業秘密の訴外の利用と開示を禁じることができる。
 - …営業秘密を含みうる書面へのアクセスを、相手方の代表者と代 理人各1名に限定することができる。
 - 具体的には、裁判所に裁量が認められる。



改正点その2・営業秘密の保護

営業秘密の保護 - 特許法第145条a

- 改正後、秘密保持がより頻繁に命じられる可能性がある。
- 営業秘密保護法は、どのような場合に準用されるか?
 - 損害賠償請求で、逸失利益を証明する場合
 - 標準必須特許(SEP)訴訟で、第三者とのライセンス契約を 提示する場合
 - 相当性要件との関係で、差止による困難を立証する場合
- 侵害者の損害賠償額を特定するための情報提供義務 との関係では、適用されない。
- 特定のガイドラインはなく、裁判所が判例を形成する。



- 1. 事務所紹介·自己紹介
- 2. 最新のトピック(UPCの現状と行方)
- 3. 本題: 改正後のドイツ特許訴訟の最新状況
- 3.1 改正特許法の概要
 - ・特許侵害による差止請求の制約
 - ・特許侵害訴訟における営業秘密の保護
 - -無効訴訟の促進
- 3.2 現在の特許ランドスケープ
- 3.3. 予想される改正のインパクトとまとめ



改正点その3・無効訴訟の促進

無効訴訟における有効性に関する暫定的見解の促進

- 無効訴訟の被告(特許権者)への**訴状送達から6カ月以内**に、連邦特 許裁判所が特許権の有効性等に関する暫定的見解を当事者及び侵 害裁判所に通知する旨の規定を追加
- あわせて、無効訴訟の被告(特許権者)は訴状送達から2カ月以内(1 カ月の延長可)に答弁書の提出する期間を短縮
- ▶ 短期間で審理が進む侵害訴訟で差止が認められたものの、その後に 連邦特許裁判所で特許が無効にされたり訂正によって非侵害になる といった、いわゆるダブルトラックの問題に対応するための改正



侵害訴訟

無効訴訟

連邦最高裁判所 (BGH)

(カールスルーエ) 法律系裁判官5名の合議体





高等裁判所 法律系裁判官3名の合議体



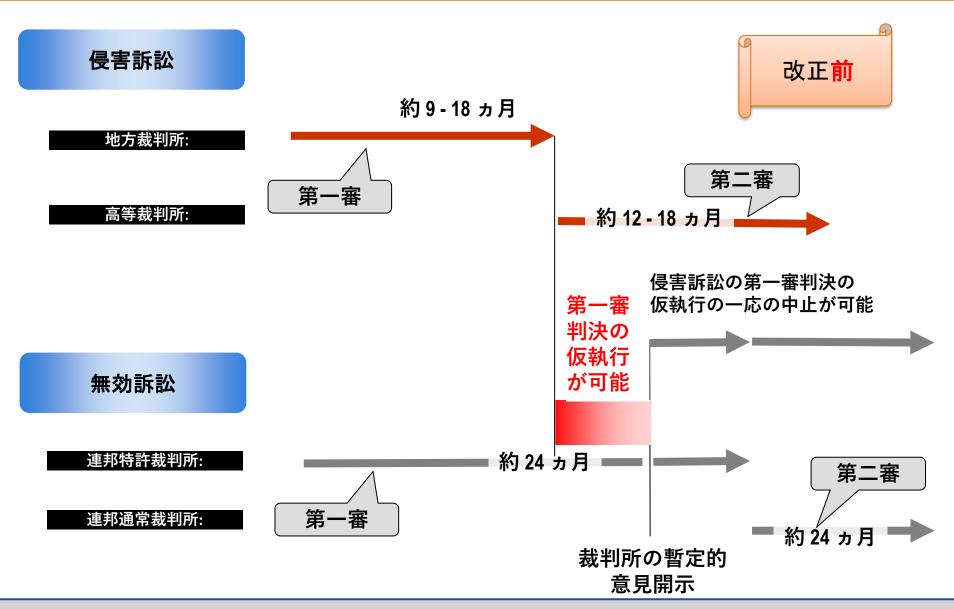
地方裁判所 法律系裁判官3名の合議体 連邦特許裁判所 (ミュンヘン)

法律系裁判官2名と 技術系裁判官3名の合議体

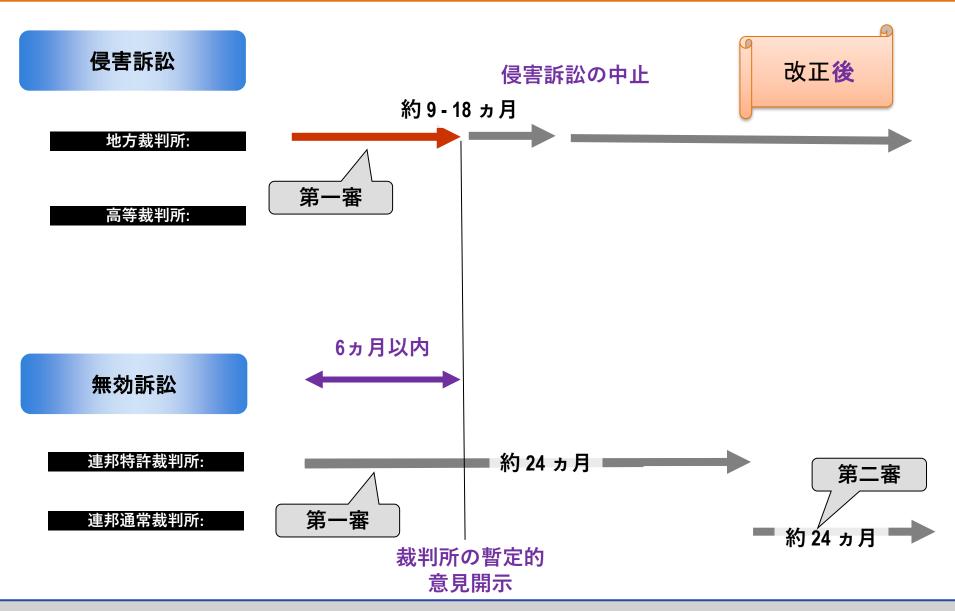
注:無効訴訟においては、連邦最高裁判所が 例外的に控訴審で事実審となる



侵害訴訟と無効訴訟: 改正前



侵害訴訟と無効訴訟: 改正後



無効訴訟の促進

暫定的見解の提出期限

- 連邦特許裁判所の手続の大幅な迅速化、ただし暫定 的見解の段階まで
- 暫定的見解で考慮されるために、クレームの補正を答 弁書とともに予め提出すべきである。

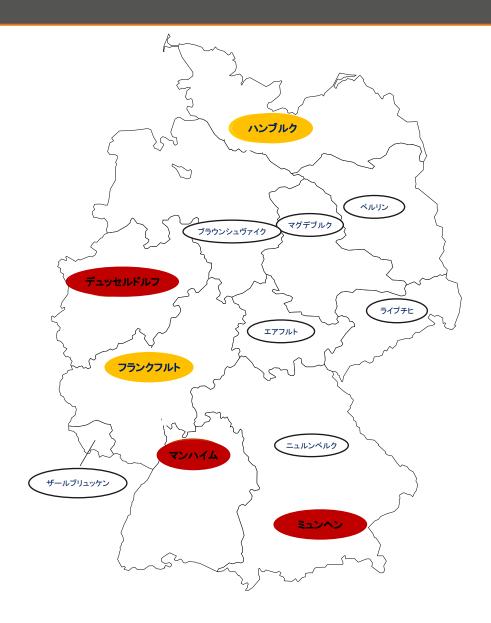


- 1. 事務所紹介·自己紹介
- 2. 最新のトピック(UPCの現状と行方)
- 3. 本題: 改正後のドイツ特許訴訟の最新状況
- 3.1 改正特許法の概要
 - ・特許侵害による差止請求の制約
 - ・特許侵害訴訟における営業秘密の保護
 - ・無効訴訟の促進
- 3.2 現在の特許ランドスケープ
- 3.3. 予想される改正のインパクトとまとめ



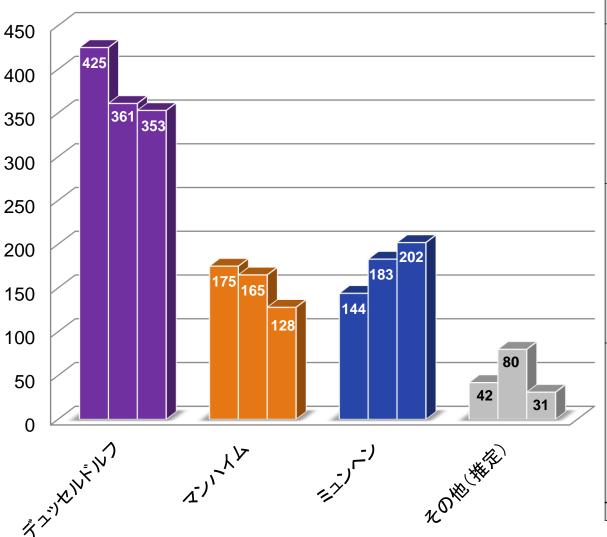
特許侵害訴訟 – 侵害裁判所

- 12の地方裁判所に、特許侵害 事件の専属管轄がある
- 侵害製品がドイツ全国で提供 または販売されている場合、 原告は裁判地(提訴裁判所)を 選択することができる
- デュッセルドルフ、マンハイム、 ミュンヘンの地方裁判所が 取り扱い件数が多く、経験豊富



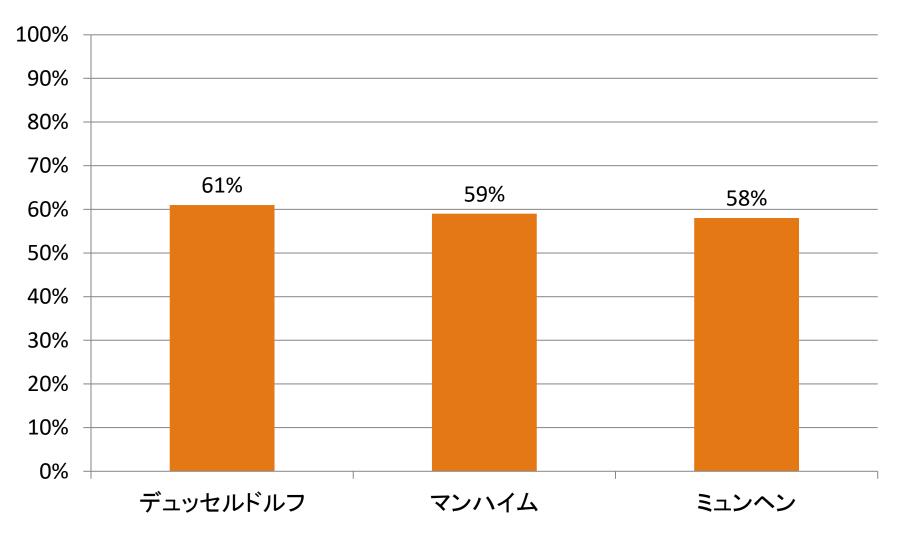


ドイツでの特許侵害訴訟 - 新規案件(年間)



年	裁判所	特許件数	合計	
	デュッセルド ルフ	425		
2018	マンハイム	175	786	
2018	ミュンヘン	144		
	その他	42		
	デュッセルド ルフ	361	789	
2019	マンハイム	165		
2019	ミュンヘン	183		
	その他	80		
	デュッセルド ルフ	353		
2020	マンハイム	128	714	
	ミュンヘン	202	714	
	その他	31		
合計 (過去3年間):			2289	

特許侵害訴訟での特許権者の勝訴率 (第一審)



Source: Average values for 2015 – 2019 based on evaluation of cases included in darts IP database (Dus: 389 cases; Ma: 87 case; Muc: 53 cases)



三大裁判所の卓越した利点

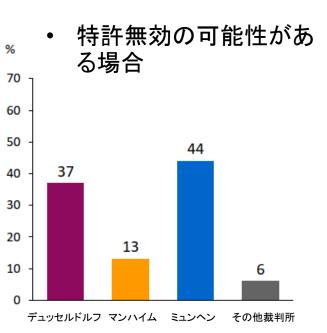
デュッセルドルフ	マンハイム	ミュンヘン	
法律判断の質	手続期間	早期第一回口頭弁論期日	
技術的な専門性	技術的な専門性	手続期間	
経験(長年の伝統、数多くの事件件数)	主導的かつ丁寧な手続の進行	適正な期限設定による透明	
知名度(海外のクライアントを含む)	知名度	性の高い手続き	
特許権者に有利		特許権者に有利	
予見性		モチベーションの高い裁判部(独自の 道を行こうとする意思、新しい問題に 対する創意性)	

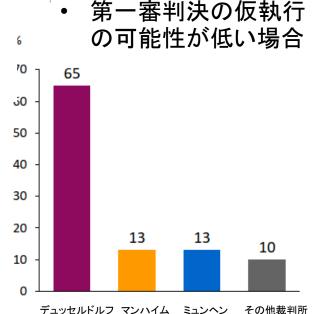


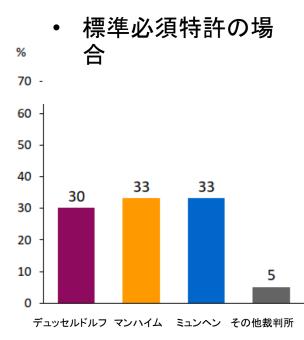
^{*} Prof. Dietmar Harhoff, Ph.D., "Evaluation des Münchner Verfahrens in Patentstreitsachen (22.10.2020) から引用及び翻訳

特定の状況下において好ましい裁判地

好ましい提訴地







* Prof. Dietmar Harhoff, Ph.D., "Evaluation des Münchner Verfahrens in Patentstreitsachen (22.10.2020) から引用及び翻訳



事務所紹介·自己紹介

最新のトピック(UPCの現状と行方)

- 3. 本題: 改正後のドイツ特許訴訟の最新状況
- 3.1 改正特許法の概要
 - ・特許侵害による差止請求の制約
 - 特許侵害訴訟における営業秘密の保護
 - -無効訴訟の促進
- 3.2 現在の特許ランドスケープ
- 3.3.予想される改正のインパクトとまとめ



予想される改正のインパクトとまとめ

- 特許法改正は、ドイツにおける特許権行使の利点(迅速性、信頼性、費用対効果)を維持しながら、個々の点において、両当事者の利益をよりよく考慮する。
- 差止命令の制限が可能となる。ただ、その適用は一定 の例外的な事案に限られ、請求の完全の除外はない だろう(主に時間的な制約が考えられる)。
- 営業秘密保護の強化
- 改正後は、差止請求権の制約や侵害訴訟における営業秘密保護の規則の取り扱いに関して、裁判地の間で、 実務的に重要な差異が生じていくことが考えられる。
- ドイツでは侵害訴訟と有効性を判断する訴訟は別々に 行われるため、典型的な「差止命令とのずれ」を防ぐた めに無効訴訟の迅速化を図る。





ご清聴ありがとうございました



Dr. Dirk Schüßler-Langeheine

ドイツ弁護士 | パートナー

E-Mail: DSchuessler@hoffmanneitle.com